

福島県循環型社会形成推進計画（仮称）(案)の構成

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置付け
条例第10条第1項に基づくもの
- 3 計画の期間
5の「福島県が目指す循環型社会」を平成30年頃に見据えながら、平成22年度を目標年次とする5年計画
- 4 現状と課題
 - (1) 自然循環について
 - (2) 資源循環について
(物質フローの現状)
 - (3) 生活様式・行動様式について
- 5 福島県が目指す循環型社会
(ビジョン：平成30年頃に次のような社会を目指して計画を推進)
 - (1) 自然循環が保全された社会
 - (2) 適正な資源循環が確保された社会
 - (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会
- 6 施策の展開
 - (1) 自然循環の保全
～ までの施策項目と【具体的な施策】を記載
 - (2) 適正な資源循環の確保等
～ までの施策項目と【具体的な施策】を記載
 - (3) 心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換
、 の施策項目と【具体的な施策】を記載
 - (4) 共通の施策
～ までの施策項目と【具体的な施策】を記載
- 7 計画の推進
 - (1) 県民の役割
 - (2) 民間の団体等の役割
 - (3) 事業者の役割
 - (4) 行政の役割
 - (5) 連携
- 8 進行管理
 - (1) 毎年度の結果を取りまとめ公表すること。
 - (2) 数値目標を掲げること。
 - (3) 本計画は、最終年度に点検を行い、次期計画を策定すること。

別表1 「もったいない50の実践」(仮称)
(県民等の自主的取組事例を例示)

別表2 主要施策の数値目標
(目標年度を平成22年度として設定)